

(別紙)

樹木伐採及び剪定業務仕様書

1 業務名

樹木伐採及び剪定業務（以下「本業務」という。）

2 業務場所

鳥取県倉吉市関金町大鳥居 1 2 3 8（鳥取県立農業大学校）

（別添）樹木植栽図参照

3 業務概要

本業務は、構内の倒木の恐れがある樹木の伐採及び建物に接触する恐れがある支障木等の剪定を行うもの。（伐採：11本、剪定：60本）

4 業務内容

区分	樹木番号等	樹種・作業内容	数量
伐採	155～156, 184～185, 194	<サクラ 高さ7m未満> 玉切場外搬出、切株50cm以下	5本
〃	186～187, 192	<ヒマラヤシーダ 高さ20m以上> 球切場外搬出、切株50cm以下	3本
〃	188～190	<キハダ 高さ15m以上> 玉切場外搬出、切株50cm以下	3本
剪定	4～33, 35, 210, 211	<サクラ 高さ15m以上>県道沿白線より外側に枝か極力出ないようにバランスよく剪定	33本
〃	37	<クス 高さ20m以上>建物に接触の恐れがある枝の剪定及び全体的に自然光が入るように剪定	1本
〃	38～44, 152～154, 157	<ケヤキ、イチヨウ 高さ20m以上>建物に接触の恐れがある枝の剪定及び全体的に自然光が入るように剪定	20本
〃	163, 166, 167	<イヌマキ、サルスベリ、ヤマホーシ 高さ10m未満>建物に接触の恐れがある枝の剪定及び全体的に自然光が入るように剪定	3本
〃	230, 231	<プラタナス、ヒバ 高さ20m以上> 建物に接触の恐れがある枝の剪定	2本
〃	235	<樹種不明、高さ10m以上> 建物に接触の恐れがある枝の剪定	1本
共通	諸経費	高所作業車、道路許可申請、安全対策費等	1式
〃	撤去処分費	伐採木の処分及び剪定枝	1式
〃	薬品処理費	県道沿サクラのみ断面防腐処理	1式
	雑材料、消耗物品		1式

※伐採木は構外へ搬出し、剪定した枝葉は構内に設置した木くず用コンテナに8m³×10回分まで搬入が可能とし、超過した枝葉は受託者において撤去処分すること。

※県道での作業を行う際は、交通誘導員を前後に配置し車両を適切に誘導すること。

5 業務期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

6 特記事項

(1) 諸法規の遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、本業務の円滑な遂行を図ること。

(2) 共通仕様

この仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書によること。

(3) 業務完了報告書

受注者は、本業務が完了したときは、20日以内に業務完了報告書を1部作成（業務内容等により状況写真を添付）し、提出すること。

(4) 損失負担

本業務の実施に伴い既存部分を汚損又は損傷した場合は、既成にならい補修すること。また、第三者に被害を及ぼした場合は、補償すること。

(5) 疑義

本業務の実施において疑義が生じた場合は、直ちに発注者と十分な打ち合わせを行い、承認を受けた後に作業を行う。

(6) その他

本業務の実施に当たっては事故の起こらないように細心の注意を払い、作業日時、作業方法等を発注者と十分協議の上、施設の運営に支障を生じないようにすること。

7 一般共通事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 秘密の保持

ア 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。

イ 受注者は、本業務に従事する者並びに(3)の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人（以下「従事者等」という。）に対して、アの規定を遵守させなければならない。

ウ 発注者は、受注者がア及びイの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

エ アからウまでの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(3) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

(4) 個人情報の保護

ア 受託者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、(別記)「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

イ 受託者は、作業従事者に対して特記事項を遵守させなければならない。

(5) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(6) 委託料の支払

ア 発注者は、本業務が完了したときは6の(3)に定めるところにより業務完了報告書を発

注者へ提出し、発注者の検査を受けること。

イ 受注者は、発注者の検査完了後、速やかに請求書を発注者へ提出するものとする。

ウ 発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る委託料を支払うものとする。

エ 発注者が、正当な理由なくウに規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、遅延日数に応じ鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第120条の規定により計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

(7) 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(8) その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。